

総務教育常任委員会資料

(平成29年7月21日)

【項目】

ページ

1 第82回関西広域連合委員会等の開催結果について

【広域連携課】・・・ 1

2 東京海上日動火災保険株式会社との中山間集落見守り活動に関する

協定の締結について

【とっとり暮らし支援課】・・・ 4

元気づくり総本部

第82回関西広域連合委員会等の開催結果について

平成29年7月21日

広域連携課

平成29年7月9日（日）に大阪市内で開催された第82回関西広域連合委員会等の概要は、次のとおりです。

第1 第82回関西広域連合委員会

- 1 日時 平成29年7月9日（日） 午前11時から午後0時15分まで
- 2 場所 大阪市内（リーガロイヤルNCB）
- 3 出席者 井戸広域連合長（兵庫県）、仁坂副広域連合長（和歌山県）、三日月委員（滋賀県）、山田委員（京都府）、平井委員（鳥取県）、門川委員（京都市）、新井副委員（大阪府）、村井副委員（奈良県）、海野副委員（徳島県）田村副委員（堺市）、鳥居副委員（神戸市）、上田総務局長（大阪市）

4 主な概要

(1) 我が国の防災・減災体制のあり方に係る検討報告書～防災庁（省）創設の提案～ 資料1

「南海トラフ巨大地震や首都直下型地震などの“国難”を乗り越えるためには、強い調整力や専門人材、高い知見を有する防災庁（省）の創設が必要」などといった有識者懇話会の意見を踏まえて取りまとめた報告書について、我が国の防災・減災体制のあり方に関する懇話会の齋藤委員から報告を受けた。

強い調整力を持つ防災庁を設置する提案に対し、連合委員からは、他の省庁との関係が不明、地方との連携、役割の視点が欠けているとの意見があった。

なお、今回の意見を踏まえ、広域連合としてどのように主張していくか取りまとめることとなった。

（委員からの主な意見）

- ・何が起きてもおかしくない状況と考えた場合、的確迅速に行動する組織が必要である。
- ・既存の組織との関係がよく分からない。復興庁を統合する話なのか。国土交通省の組織をどうするかなど、既存組織との関係を整理して示していただくと分かりやすくなる。
- ・新しい分権の姿として、国と地方のコラボレーションのような組織が機能する気がする。
- ・国が全部調整するとなるとうまくいかない。市町村、県の情報、人材を共有しながらやっていく融合的な入り込みをした方が手取り早く進む。
- ・最近の災害の体制は、かつてとは違う。分権の新しいあり方として、防災の国家行政システムを地方との協調関係、車の両輪で作っていく新しいイメージ組織としてあってもいい。
- ・現場で住民の力をどうやって防災に活かしていくかという視点も必要。
- ・関西広域連合から提案するとすれば、地方分権型社会で地方がどう連携して、調整しながら役割を果たし、それを国がどう支援するのかという視点が弱い。

第2 関西広域連合議会7月臨時会

- 1 日時 平成29年7月9日（日） 午後1時から6時45分まで
- 2 場所 大阪市内（リーガロイヤルNCB）
- 3 出席者 井戸広域連合長（兵庫県）、仁坂副広域連合長（和歌山県）、山田委員（京都府）、三日月委員（滋賀県）、平井委員（鳥取県）、久元委員（神戸市）、門川委員（京都市）、新井副委員（大阪府）、海野副委員（徳島県）、村井副委員（奈良県）、鎌田副委員（大阪市）、田村副委員（堺市）

4 概要

(1) 議案

次の議案が、原案のとおり可決された。

- ・監査委員の選任について同意を求める件

(2) 一般質問

本県選出の福田議員が、関西広域連合のこれまでの効果・課題及び今後の展開について、広谷議員がジオパークの推進について質問を行った。

「我が国の防災・減災体制のあり方に関する検討報告書 ～ 防災庁（省）創設の提案 ～」案の概要（1/2）

報告書の性格

平成28年度、我が国の災害対策の課題の抽出や防災・減災体制のあり方の検討を行うため、有識者による懇話会（座長：河田篤昭 人と防災未来センター長）を設置し、5回に渡る会合の中で、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの“国難”を乗り越えるためには、「防災の主流化」や専任トップを据えた専門家集団による組織として防災庁（省）の創設が必要などの意見を述べた。懇話会意見を踏まえてとりまとめられた本報告書をきっかけにして、我が国の防災体制の有り様を国民的議論にまで高め、「防災庁（省）」の創設に向けた取り組みを進めていく。

第1部 問題提起

1 現行体制で“国難”となる巨大災害に対応できるのか？
かつて経験したことのない“国難”は、過去の対策の延長では対処できない

国力の最大限の投入が必要

2 “国難”レベルの災害により想定される混乱

- (1) 甚大な被害
 - ・ 揺れだけでなく津波や火災により甚大な人的・物的な被害が発生
 - ・ 消火は進まず延焼は拡大、ライフラインは断絶、高層建物でも大きな被害
- (2) 逃げ惑う被災者・避難者
 - ・ 火災やガレキに阻まれ避難は困難は困難で避難所・福祉避難所も不足
 - ・ 帰宅困難者が溢れ出し、交通渋滞や情報不足により街は大混乱
- (3) 発揮できない国の指揮
 - ・ 専任大臣の不在で意思決定は遅れ、交通障害により政府職員も参集不可
 - ・ 官邸や霞ヶ関が使用不能に陥っても、代替拠点へ容易に移転できず、政府機能は大幅に低下。現地対策本部の設置が遅れ、情報収集も進まず国の指揮は大混乱
- (4) 届かない支援
 - ・ 渋滞や放置車両に阻まれ、救助車両は立ち往生し、空からの救助も困難
 - ・ 人材や物資が被災地に届かず、被災地は困窮し、関連死も発生。広域避難も困難
- (5) 長引く復旧・復興
 - ・ 過去の災害の教訓が活かされず、国の戦略や自治体の事前計画がないまま、資源が非効率に投入され、復旧・復興が長期化

3 “国難”に対処するために
過去の災害から学び、新たな知見も取り入れながら、多方面から災害に備える姿勢を国民で共有し、国自らが旗印を掲げ、全力で立ち向かう姿を国民に示すことが必要といかなる事態が生じてもバックアップできるリダンダンシーを意識した体制が不可欠

防災の主流化を国全体に浸透できる強い調整能力、幅広い知見の蓄積、豊かな知識や経験を持ったたタスタスタップ陣を有する新たな双眼的組織

「防災庁（省）」の創設

第2部 提案と分析

1 防災庁（省）組織の提案

(1) 提案趣旨：

我が国の防災・減災を担うにふさわしい強い調整力を有する官庁の創設
専門能力の高い人材と蓄積された知見を有する官庁の創設

(2) 基本的な考え方

- ① 政策立案・総合調整機能の強化
 - ② バックアップやネットワーク構築のための複数拠点設置（東京、関西、東北）
 - ③ 業務を東日本・西日本に分けて所管し、各々が自治体と連携
 - ④ 復興政策等から得られた知見も活かし、事前対策から復興までの一連の災害対策を担当
- (3) 組織の特色
- ① 防災・減災から復旧・復興までを専門的に担う専任大臣を配した省庁レベルの組織
 - ② 東京と関西に同じ機能を持つ拠点を配置
 - ③ 複雑・多岐な防災・減災課題を見据えた対応ができるよう、専門業務ごとの部門を配置
 - ④ 自治体等との連携を密にするため拠点ごとに地域所管の部門を配置
 - ⑤ 防災庁（省）採用職員の専門性向上を考慮した人事ローテーションの実施

2 防災庁（省）創設の必要性（7項目）

- (1) 国民の防災意識を高めるため（防災・減災の推進役）
- (2) 強い調整力で事前対策から復興までを総合的に進めるため（防災の主流化と創造的復興）
- (3) 災害情報の一元化を図るため（防災情報発信の司令塔）
- (4) 全自治体の確実な防災対応力の向上のため（防災体制水準の確保）
- (5) 自治体等との緊密なネットワークを確保するため（顔が見える関係の構築）
- (6) 災害ノウハウや調査研究成果活用のため（経験や知見の高度化）
- (7) リダンダンシーを確保するため（首都機能のバックアップ）

3 防災庁（仮称）創設の効果

- ・ 事前の防災対応力の向上
（住民等の防災意識向上、事前シナリオ整備、災害対応支援システム構築、自治体防災力の高水準化など）
- ・ 大規模災害への対応の円滑化
（強い調整力による関連機関の連携、適切な情報共有、迅速な復旧・復興など）

4 関西拠点設置に資する機能集積

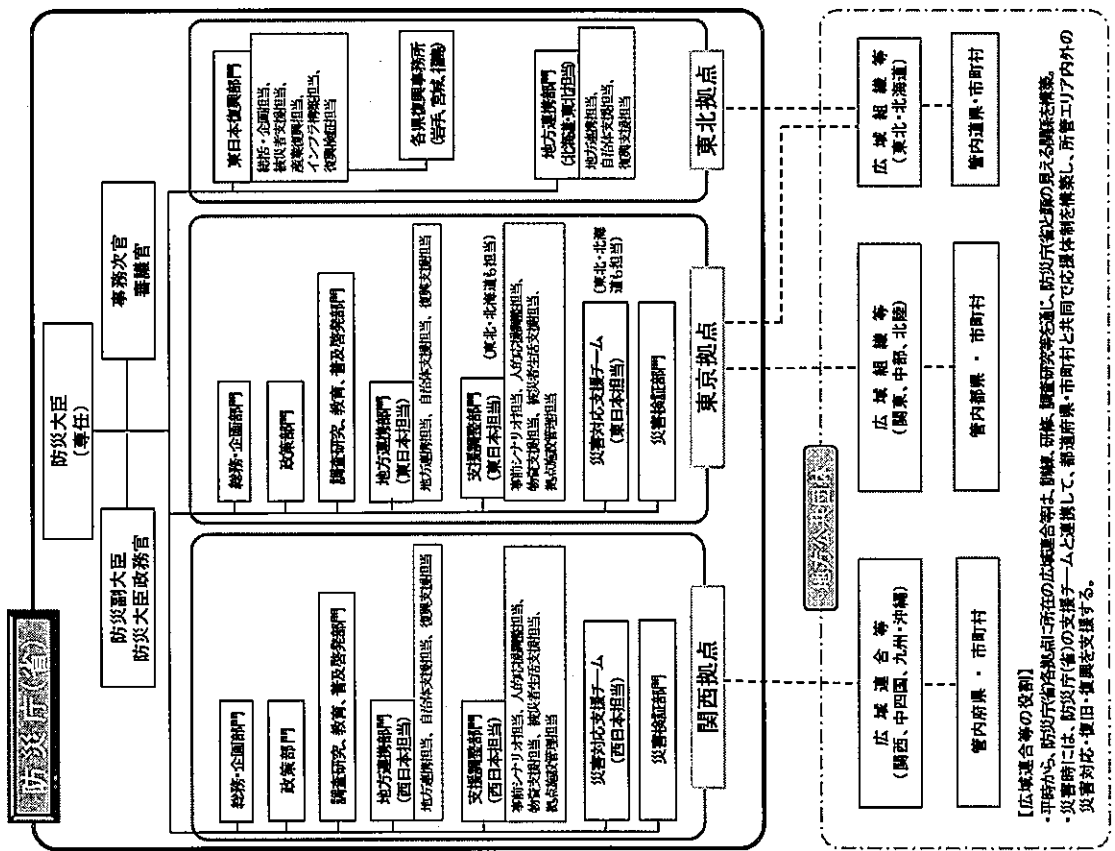
- ・ 国・大学・研究機関等の集積、関西広域連合の取組

参考（気運醸成に向けた今後の取り組み）

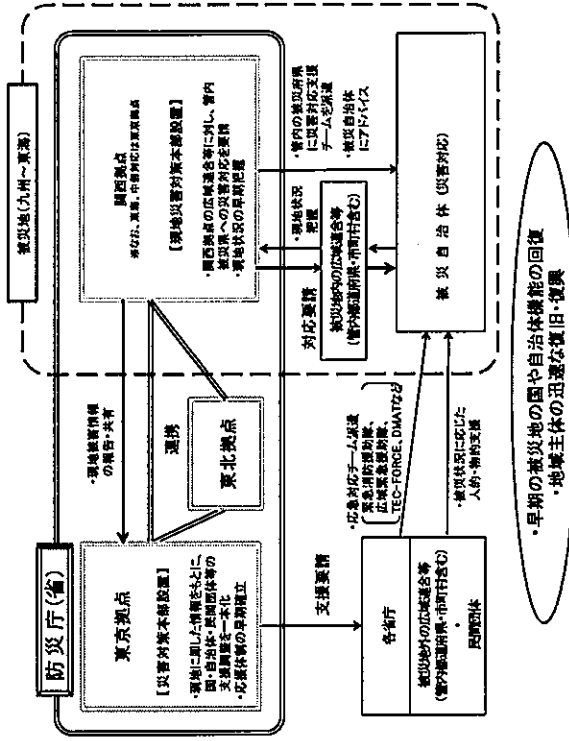
- ・ シンポジウム等の開催により防災庁（省）の必要性を広く情報発信
- ・ 防災関係機関が数多く集積する関西の優位性も含め、国への提案活動を実施

「我が国の防災・減災体制のあり方に係る検討報告書～防災庁(省)創設の提案(2/2)」

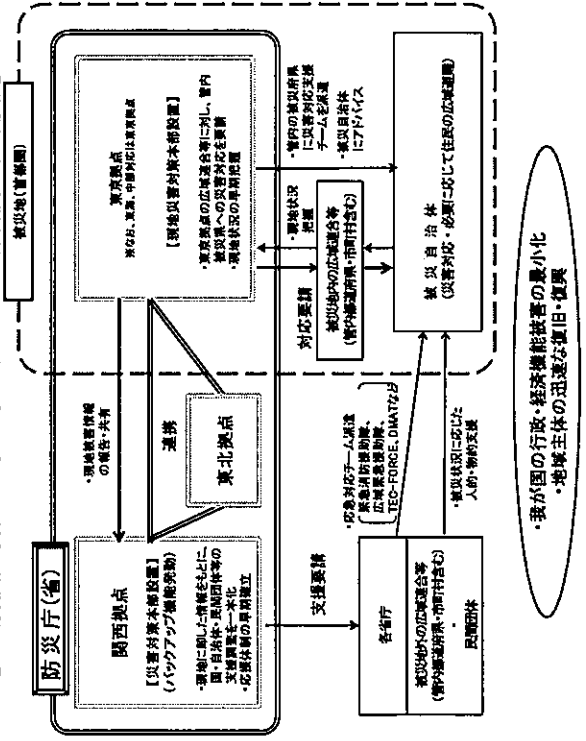
【 防災庁(省)の組織図(案) 】



【 大規模災害発生時の対応イメージ(南海トラフ巨大地震) 】



【 大規模災害発生時の対応イメージ(首都直下地震) 】



東京海上日動火災保険株式会社との中山間集落見守り活動に関する協定の締結について

平成29年7月21日
とっとり暮らし支援課

中山間地域に暮らす高齢者など住民の安全・安心な暮らしを守るため、東京海上日動火災保険株式会社と県内19市町村及び鳥取県は、中山間集落見守り活動に関する協定を締結することとし、次のとおり調印式を行いました。

1 日時

平成29年7月18日(火)
午前10時30分から11時00分まで

2 場所

県庁第2庁舎 第20会議室



3 出席者

東京海上日動火災保険株式会社鳥取支社長

さくち そういちろう
佐口 宗一郎 氏

鳥取市企画推進部地域振興局長

くの つよし
久野 壯 氏

鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局長

てらくち よしあき
寺口 嘉昭

4 協定内容

(1) 見守り活動の内容等

対象地域において、社員等が事業活動時に高齢者の異常等を発見した際に市町村へ連絡する。

[対象地域] 県内19市町村のうち、事業者が日常的に業務を行う地域(東京海上日動火災保険株式会社の営業範囲)

(2) 協定期間

平成29年7月18日から平成30年7月17日までの1年間(以後、協定締結者から終了の意思表示がなければ1年間更新)

(参考) これまでの協定締結の状況

これまで62事業者と見守り協定を締結しており、今回の協定締結によって累計で63事業者と協定を締結することとなった。